

เรื่อง มาตรการสนับสนุนการจัดตั้งสถาบันเพื่อพัฒนาบุคลากรทักษะสูงโดยภาคเอกชน

(非公式訳)

投資委員会布告

第 6/2562 号

件名：民間による高度人材開発センター成立の支援措置

-----

仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名:投資奨励政策および基準に引き続き、

国内人材の能力開発を推進し、タイ国内に投資する外国投資家による生産拠点の移転を対応するため、仏暦2520年(1977年)投資奨励法第16条、第18条、及び第31条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り民間による高度人材開発センター成立の支援措置を發布する。

第1項 本政策は、投資奨励取得したか否か既存事業に適用し、公布の規定により法人税免除権利恩典無しの特定期間の業種を除き、投資奨励を申請する際、投資委員会の認可を受けた業種であること。

- 1.1 「既存プロジェクト」とは、教育機関および専門訓練センターを除き、投資奨励取得したか否か運用中のプロジェクトで且つ投資奨励対象業種の範囲内にあるプロジェクトを意味する。
- 1.2 「新しいプロジェクト」とは、全ての株を既存プロジェクトの事業者たちにて保有し、新法人または既存法人の事業、専門訓練センター及び教育機関の業種に投資奨励を申請する新投資プロジェクトを意味する。

第2項 投資奨励の認可を受けている既存プロジェクトは、法人税免除又は減税期間満了となったら、本措置に基づく投資奨励を申請することが可能である。又は、法人税非免除プロジェクト及び開業準備完了し、投資を終えた新しいプロジェクトであること。

第3項 タイ高等教育科学研究イノベーション省の承認により科学・技術・工学・数学の教育 (STEM教育) 分野の高度人材開発に向けた教育機関及び専門訓練センターを設立しなければならない。

第4項 土地代金及び運転資本を除き、教育機関及び専門訓練センター開設のために100万バーツ以上の資本を所有しなければならない。(土地代金及び運転資本を除く。)

第5項 権利と恩典

既存プロジェクト

- 教育機関及び専門訓練センター開設について（土地代金及び運転資本を除く。）資本の100パーセントを超えない範囲で5年間法人税免除とする。

- 非税制の権利と恩典

新しいプロジェクト

- 機械の輸入免税とする。

- 非税制の権利と恩典

第6項 仏暦2564年(2021年)12月30日までに本措置に基づき投資奨励申請を提出しなければならない。

寄って、仏暦2562年(2019年)9月20日より有効とする。

発布日：仏歴 2562 年（2019 年）10 月 28 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長